

木更津市プロモーション動画制作事業 受託候補者選定委員会設置要領

(趣旨)

第 1 この要領は、木更津市プロモーション動画制作事業受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 木更津市プロモーション動画制作事業受託候補者(以下「受託候補者」という。)を公募型プロポーザル方式で選定するため、委員会を設置する。

(審査事項)

第 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

(1)提案内容の評価及び受託候補者の選定

(2)その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

2 受託候補者の選定は、書類審査及び事業者のプレゼンテーションの審査により決定するものとする。

(組織)

第 4 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員長は、経済部次長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、健康づくり部次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 6 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第 7 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

(秘密の保持)

第 9 委員は、審査内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 10 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 5 月 9 日から施行し、受託候補者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表(第 6 関係)

委員長	1 経済部次長
副委員長	2 健康づくり部次長
委員	3 オーガニックシティ推進課長 4 こども政策課長 5 環境政策課長 6 シティプロモーション課長 以上のほか、委員長が必要とする場合は、別途、 指名する者